

【講座講師の募集に関して】

富田林市市民会館（指定管理者：アクティオ株式会社）では、市民の方の健康・交流・技術習得など、市民の方に有益な講座の講師をして頂ける方を随時募集しています。ご興味のある方は、下記内容をご確認いただき、ご検討下さいませようお願い申し上げます。

＜応募資格＞

- 20 歳以上であること。
 - 暴力団、反政府団体に加盟していないこと。
 - 講座の運営を、独自で完結できること。
 - 講座の内容によっては、保険などのリスク対応ができること。
 - 日本語でのコミュニケーションが可能なこと。
- ※打ち合わせや、講座内容・実績などにより、判断させていただきます。
(過去の実績、活動歴、資格等により総合的に判断します。)

＜募集内容＞

- スポーツなど健康の増進につながる
- 子育て、また子育てをする世代に関する
- 知識や技能の習得につながる
- 文化的な取り組み
- 地域のコミュニティ作りにつながる

＜講師料に関して＞

講師料は、原則、講座料収入の半額をお支払い致します。
但し、源泉徴収として、10.21%を差し引いた額を手渡しします。
(企業、団体などの場合は、源泉を徴収せずにお支払します。)

例. (講座売上) 15 名参加×@800=12,000 円
(講師受取分) 12,000 円÷2=6,000 円

内訳（源泉徴収税額） $6000 \text{ 円} \times 10.21\% = 612 \text{ 円}$
（講師手渡し額） $6000 \text{ 円} - 612 \text{ 円} = 5,388 \text{ 円}$

※講師の実績、集客状況により、講師料を変動することがあります。

※講座料金の徴収は、市民会館側で行います。材料費・資料費の徴収は、講師の方にてお願いします。

※講師料には、交通費などの諸経費を含みます。

<禁止事項>

- ①講座参加者及び職員への暴力行為又は罵声。
- ②公的な機関以外の医療行為、またそれに準ずる行為。
- ③薬事法に違反する行為、表記。
- ④講座受講料の無断変更。講座内での無断追加徴収。
- ⑤施設利用許可条件に反する行為。
- ⑥指定場所以外の使用。
- ⑦個人情報その他目的利用。
- ⑧脅迫などによって、物品を購入させる行為。

＜その他＞

講座開講にあたりまして、会館の部屋の利用状況も合わせて検討させていただきますので、ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。

開講されました講座に関しまして、都度、講座の継続・内容の変更などをご相談させていただくことがございます。

(2015 年 7 月 23 日改訂)